

I. 事実の概要・問題の所在

本件被告人(以下Xとする)は、警察官から職務質問を受けた。所持品検査の結果、Xのハンドバッグ内から覚せい剤結晶が付着したアトマイザー(香水入れ)が発見されXは覚せい剤所持の事実につき現行犯逮捕された。Xは覚せい剤を所持していた事実は認めたが、自己の所持品の中に本件覚せい剤があったことは知らなかったとしてその故意を否認したため、覚せい剤所持の故意があるか争われた。

II. 覚せい剤所持の客観的状況

(1)本件アトマイザーについて

黒色プラスチックケースと、その中に入ったスプレー付きの蓋が付いた小さいガラス瓶からなる物である。ガラス瓶の内側底には本件覚せい剤が付着し、瓶の底は若干焦げたように黒くなっていた。本件ハンドバックは本件当時までXが使用、所持していた物である。

(2)所持品検査の当時、かかる押収品がどこに存在したかについて、警察官の証言とXの公判供述との間に食い違いがある。

警察官：本件アトマイザーはXのハンドバッグ内の小物入れの中に入っていた

X：本件小物入れの中に本件アトマイザーが入っていたかどうかは知らない

⇒警察官が本件小物入れ(又は本件ハンドバック)の中からこれを取り出して、被告人に示したことは明らかである。

(3)所持の客観的状況からの考察

- ・本件ハンドバックはXが使っていたものである
- ・在中品の内、本件小物入れ、ビニール袋多数等が入ったビニールケースにつき、被告人は自己物として所持していたことを認めた
- ・本件小物入れは、Xの供述によっても、Xが購入したものである
- ・本件小物入れの中には、ビニールケースも入っており、本件当日もXがかかるビニールケースをいじっていたとの友人の証言がある

⇒本件アトマイザーが入っていた本件小物入れは、Xが使用していた本件ハンドバックの中に、被告人が日常使う携帯品類と一緒に入れられていた。本件小物入れの中には、被告人が本件当日も手にしたと認められるビニールケースと一緒に入っていた。しかも、同ビニールケースの中には覚せい剤が付着したビニール袋が存在した。そうすると、Xは所持品検査の当時、覚せい剤の入った本件アトマイザーが本件小物入れないし本件ハンドバックの中に存在することを知っていた事実、あるいはそれ以前にその存在を認識したことがあったという事実を相当程度推認することができる。

III. 被告人と覚せい剤の結びつきについて

- ・関係証拠によれば、本件当時、Xの腕に注射痕が存在しており、注射器をポーチに入れて所持していた
- ・Xは、覚せい剤の自己使用については認めており、簡易検査において覚せい剤の陽性反応が認められた
- ・Xは、本件当日未明に、友人Kに覚せい剤を分け与えたことが認められる
- ・アトマイザーのガラス瓶の底は焦げたように黒くなっており、いわゆる「あぶり」の方法で使用するためのものであると認められる

⇒上記事実・Xの供述によれば、本件の頃、Xが時折覚せい剤を自己使用していたことや

時折覚せい剤を入手していたことは明らかである。確かに注射痕の存在や注射器の所持に照らすと、主にXは覚せい剤を注射によって使用していたと認められる。しかし、Xが自ら「あぶり」で使用するために、本件アトマイザーに覚せい剤を入れていたということは考えられる。また、Xの交友関係には、WやZなど覚せい剤を日常的に使用し、あるいは扱っている人物が複数存在したことが認められる。したがってXには、本件覚せい剤の入った本件アトマイザーを、それと知って所持する動機や契機があったと認められる。

IV. 第三者が本件アトマイザーを本件小物入れの中に入れた可能性

V. Xが本件アトマイザーを隠匿しなかった点

・仮にXが本件アトマイザーの存在を認識していたとすれば、隠匿したはずであるのに、それをせず素直に所持品検査に応じている

⇒警察官は、すぐには所持品検査に応じなかったと証言しており、Xは覚せい剤へのかかわりが疑われるような品物で、かつ所持していることを自覚していたものについて、その全てを隠匿したわけではない。そして緊迫した状況のために、それを隠匿放棄しようとしてもできなかったか、隠匿放棄には思い至らなかったということは十分に考えられる。よって、Xが本件アトマイザー等を隠匿しなかったからといって、それは、Xに本件覚せい剤の所持の故意がなかったことを示すわけではない。

VI. 結論

以上の点を総合すると、Xには本件覚せい剤を所持していることの故意があったと認められる。

以上